

新宿区教育委員会会議録

平成21年第2回臨時会

平成21年3月27日

新宿区教育委員会

平成21年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成21年3月27日(金)

開会 午後 2時05分

閉会 午後 3時24分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	木 島 富士雄	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	松 尾 厚	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	渡 部 優 子	中央図書館館長	小 柳 俊 彦
参 事 兼 教育政策課長 事務取扱	濱 田 幸 二	教育指導課長	上 原 一 夫
学校運営課長	菅 波 健	副 参 事	齊 藤 正 之
教育施設課長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第10号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第11号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第12号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改
正する規則
- 日程第4 議案第13号 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改
正する規則
- 日程第5 議案第14号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正す
る規則
- 日程第6 議案第15号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正す
る規則
- 日程第7 議案第16号 新宿区幼稚園教育職員の退職者給与支給に関する規則の一部を
改正する規則
- 日程第8 議案第17号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する
規則
- 日程第9 議案第18号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則

報告

- 1 平成22年度使用 中学校教科用図書採択事務について（教育指導課長）
- 2 平成21年度教育管理職の異動について（教育指導課長）
- 3 新宿区教育委員会事務局管理職員の異動内示について（教育政策課長）
- 4 その他

開 会

木島委員長 ただいまから平成21年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議には白井委員が後ほどおくれてまいりますけれども、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いいたします。

議案第10号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

議案第11号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

議案第12号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

議案第13号 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改
正する規則

議案第14号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正す
る規則

議案第15号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正す
る規則

議案第16号 新宿区幼稚園教育職員の退職者給与支給に関する規則の一部を
改正する規則

議案第17号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する
規則

議案第18号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則

木島委員長 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

「日程第1 議案第10号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」

「日程第2 議案第11号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則」

「日程第3 議案第12号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

「日程第4 議案第13号 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」

「日程第5 議案第14号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」

「日程第6 議案第15号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」

「日程第7 議案第16号 新宿区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則」

「日程第8 議案第17号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」

「日程第9 議案第18号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、まず議案第10号でございます。

提案理由は、通学区域による就学すべき学校の指定に関して、平成21年度に西戸山第二中学校第1学年の学級編制を行わない場合における特例を定めるとともに、規定を整備する必要があるためでございます。

説明につきましては、概要と、それから新旧対照表を中心にやりますので、よろしくお願い申し上げます。

こちらの規則の主な改正につきましては大きく2つございます。1つにつきましては、就学すべき学校を指定する対象のところでございますが、そのところに「就学予定者」を加えるとともに、「就学予定者」や「学齢児童又は生徒」の定義について明確にするために、学校教育法の施行例を引用するというものがこの3条関係でございます。

それから、(2)でございますが、こちらについては西戸山第二中学校の学区域についての特例を設けるといふものでございます。現在のところ、21年度の第1学年に就学する予定の方が今のところいないということで、学級編制が非常に困難な状態になってございます。その関係から、当該年度の学級編制を行わない場合においての規定ということで、21年度の中学校第1学年、それから22年度の中学校第2学年のこの2カ年について、学齢生徒、特に

転入や転居等で入ってこられた方についての学校の指定をするときに、西戸山第二中学校の通学区域に居住される方に対しまして、その2カ年については西戸山中学校を就学すべき学校と指定するというものが、そちらの制定当初の附則というところの3項、4項の関係でございます。

施行日については交付の日、ただし、先ほどの上記の(2)については、4月1日が学級編製の基準日とさせていただきます、4月2日からその施行という形になってございます。

続きまして、議案の11でございます。

提案理由につきましては、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

これは、以前当委員会について、条例の改正をさせていただいたところとの兼ね合いが強うございます。

(1)から(8)でございます。

まず、(1)でございますが、そちらについては、週休日において特に勤務を要するような必要があったときの半日の割り振りの規定との絡みということで、7時間45分になった関係から、その半日を3時間45分ということで規定するものでございます。こちらが第5条の第2項関係でございます。

それから、次の(2)、(3)、(4)のところは共通項でございます。条例の第7条関係、これは休憩時間に関する規定のところでございますが、休憩時間を廃止する関係から、1時間の休憩時間にさせていただいてございますが、(2)、業務の運営並びに職員個人の健康や福祉を考慮して、そのような必要性が出る場合ということについては、1時間ではなく45分とするという形に置くものが第5条の2第1項の形でございます。

(3)のところは、そのうちの業務の運営の部分についての規定が2項、それから(4)のところについては、職員個人の問題のところについて規定をさせていただいてございます。職員の場合の要件や申請書、申請期限等について定めるところということで、第3項から第6項まで、細かい規定が入っているものでございます。その要件については、そこに記載のとおり、3つの場合があるというふうになってございます。

それから、(5)でございますが、勤務日ごとの正規の勤務時間は同一じゃないということで、短時間勤務をする場合でございますので、毎週同じじゃないような場合について、実際には現在そういう方はおられません、そういう場合を想定して、現在では、1時間当たり、単位をとれるようになってきてはございますが、今回の1日の請求があった場合に、その当

該勤務の正規の勤務時間を分単位で与えることをただし書きとして加える関係でございます。これは12条の2項の関係に規定させていただいております。

それから、(6)のところでございますが、こちらは、1時間単位の年次有給休暇、それから出産支援休暇、子どもの看護のための休暇を日に換算する場合ということで、これは短時間勤務との関係で、8時間を7時間45分をもって1日とするという形で、こちらについては、12条の第3項、23条の第3項、29条の2の第3項がその該当箇所になってございます。

それから、(7)でございます。時間単位で取得した場合でございますけれども、45分という今までにない1時間未満の端数が発生する場合、切り捨てるということが前提になってございますので、そうしますと職員に不利になるということから、その点につきまして、そういうふうにならないために規定を整備してございます。

出産支援休暇の日数については、「2日以内」のところを「3日以内」というふうにさせていただいております。また、子の看護のための休暇の日数についても「養育する子が2名以上いる場合5日以内から6日以内」という形で改めているものでございます。こちらにつきましては、23条の2項、29条の2の第2項の関係になってございます。

それから、(8)でございますが、子の看護のための休暇の子の要件につきましては、従来、「小学校就学の始期に達するまで」、就学前でございましたが、それを「小学校3年生まで」ということで、多少拡大してございます。これは、労使交渉の結果、当区の判断でやったところでございます。29条の2第1項ということでございまして、施行日は21年4月1日になってございます。

続きまして、議案第12号でございます。

提案理由については、勤務時間の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためということで、こちらの規則につきましては給与関係でございます。こちらについても、条例等の改正に伴って、週休日の振りかえに係る超過勤務についての規定でございますけれども、超過勤務の発生する時間の基準が今まで40時間だったものを、時間短縮の関係で、1週間当たり38時間45分になるということで整理をさせていただいているものでございます。

アスタリスクのところに細かく規定がございましてけれども、具体的に申し上げますと、月曜から金曜まで、通常は5日間、今40時間ということで40時間、それで土曜日にどうしても行事等で幼稚園が授業をやるようなときに振りかえをさせていただいて、その翌週に、月曜日に振りかえるというような場合がよくございます。こういったときに、その超勤の発生する時間についての基準日で、40時間を超える場合には、そういったところから100分の25に

ついでに超過の時間の発生時期をその基準日に合わせて規定する必要があるために、このような規定を設けているものでございます。その基準を40時間から38時間45分に改めるということでございます。施行日については平成21年4月1日になってございます。

続きまして、議案13号でございます。

提案理由は、勤務時間の改正に伴い所要の改正を行うほか、規定を整備する必要があるためでございます。

こちらにつきましては、小学校・中学校の教職員にも同様な規定がございますが、そのアスタリスクを見ていただきますと、幼稚園の場合ですと、その幼稚園の運営中、その管理下において、非常災害時と、例えば火事だとか地震等の場合でございますが、新たに緊急な業務に従事した場合ということで、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のもの場合には支給をするということでございます。現在、事由によって差がありますが、日額で3,000円から6,400円支給するものでございます。これの基準になる1日単位のところを8時間から7時間45分ということで、休日については、今申し上げたように、1日程度のところが業務の程度の著しい負担という形での基準になってございます。その他は平日ということで、1から3まで、通常業務を行った後の時間帯での勤務ということで、そこに規定があるとおりでございます。

施行日については平成21年4月1日でございます。

続きまして、議案14号でございます。

提案理由につきましては、勤務時間の改正に伴い所要の改正を行うとともに、規定を整備する必要があるためでございます。

こちらについては大きく2つございます。1つは、5条の第3項関係、在職期間のところの規定でございます。これは期末手当に関する部分でございますが、勤務時間の改正に伴いまして、育児短時間勤務職員等の除算期間を日に換算する場合のその基準を「8時間をもって1日」のところを「7時間45分をもって1日」というふうに改めるものでございます。

(2)も同趣旨でございます。再任用短時間勤務職員の在職期間の算定に当たってのその基準を今申し上げたような同趣旨で改める。これは5条の第4項関係になってございます。

それ以外につきましては文言整理という形でございます。

施行日は平成21年4月1日になってございます。

続きまして、議案15号でございます。

提案理由については、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正及び勤務時間の改

正に伴い所要の改正を行うほか、規定を整備する必要があるためでございます。

こちらについては勤労手当に関する関係でございます。大きくは6つでございます。

(1)でございますが、条例の改正のときに、今まで給与月額以外に、概念としまして、勤労手当基礎額というふうな概念を入れさせていただいてございますが、その関係から、実際の各職員についての支給月額については規則のほうで定める形になってございます。その関係から、一般職員、管理職員、再任用職員、再任用管理職員という形で支給月額をこの規則のほうに定めるという形でございます。第4条の第1項でございます。

それから、(2)から(5)までは同趣旨でございます。勤務時間の短縮に伴っての改正で、育児短時間勤務職員等の勤務を要しない時間を日に換算する場合、また(3)は、再任用短時間勤務職員の勤務期間の算定に当たっての計算の場合、それから(4)介護休暇により勤務しない時間を日に換算する場合、(5)育児短時間勤務職員等の私事欠勤等の時間を日に換算する場合と、こういった場合に「8時間をもって1日」というところを「7時間45分をもって1日」という形で同趣旨の改正をする必要があるということで、おのこの第5条の3項、4項、6項、それから第6条の2項に規定を整理させていただいてございます。

(6)でございますが、これも条例の改正に伴っての部分でございます。

について、先ほど申しました条例で出てきた新たな概念でございました「勤務手当基礎額」の意義も置かせていただき、そこに例外的に、いついつの場合には特別規定を置かせていただいておりますが、それ以外、原則として、その意義については、給料と給料に対する地域手当の月額の合計とするという規定を9条の2項に規定をさせていただいております。

につきましては、その新たな概念を経たことでの文言整理が主でございます、内容的には同趣旨のものでございます。

(7)については、個別のところにいるいろいろ出てございますが、こちらは文言整理という形でございます。

施行日については平成21年4月1日からということで、経過措置について、こちらのほうは、23年までの支給についての経過がございますので、その経過が附則の2項で記載をさせていただいているものでございます。

続きまして、議案第16号でございます。

提案理由につきましては、病気休職者に係る給与の支給期間を改める条例改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

こちらにつきましては、幼稚園教育職員の休職者の給与支給に関する関係でございます。

こちらも条例との関係で、ノーワーク・ノーペイの原則から、有給期間について、現行の2年から1年に変わったところを受けまして、規則でも同趣旨の改正をしているものでございます。第2条関係でございます。

施行日については平成21年4月1日、経過措置についても条例と同趣旨の規定を置いているものでございます。

続きまして、議案17号でございます。

提案理由については、義務教育等教員特別手当の月額表を改定する必要があるためでございます。

こちらは、教員特別手当に関する規則ということで、そこに書いてございます国の動き、他団体、東京都の動きについての趣旨については条例のときと全く同じ内容で、上限を定める規定を9,800円から7,900円に変えてございます。その条例改正に伴って、今度は各職務の級及び号給について細かく規定する必要があるためでございますので、今回つけさせていただいた別表のとおり、上限額9,800円から7,900円の中で、各個別に、段階的に詳細な規定を設ける必要があるために、このような形で規定整備をしております。

施行日については平成21年4月1日でございます。

最後に、議案18号でございます。

こちらについては、提案理由は、教育委員会非常勤職員の新設、報酬額の改定に伴い、非常勤職員の報酬の額を定める必要があるためでございます。

こちらにつきましては、教育委員会の非常勤職員、いろんなものがございしますが、1つは新設、それ以外については勤務時間の短縮等の関係で単価がアップしたものと絡みで改定をしているものでございます。

新設の関係につきましては報酬額につきましては、特別支援学校、養護学校でございますが、こちらに言語聴覚士という者を配置するために、新たに職についての新設を行っております。

月額につきましては13万7,000円ということで、これは他の施設と同額になってきてございます。

言語聴覚士の者についての内容については、アスタリスクに書いてあるとおりでございます。

それから、それ以外についてのところについては、報酬額の改定ということで、勤務時間

の短縮に伴い報酬額を引き上げるということで、その新旧対照表を見ていただきますと、別表の2条関係ですっと出てきてございます。

その中で、ちょうど2枚目のところでございましょうか、特別支援学校の作業療法士のところがございます。こちらは、ただ単に勤務時間の短縮だけではなく、週単位の時間が今まで6時間勤務のところを12時間ということで倍増させていただいてございまして、金額については倍以上になっている。ここが通常のもの若干違ってございます。

それ以外については、先ほど申しましたような形での規定について、単価アップに伴う報酬額が上がっているということでございます。

施行日については平成21年4月1日ということでございます。

よろしく願い申し上げます。

木島委員長 説明が終わりました。

議案第10号について、御意見、御質問をどうぞ。

これは、西戸山第二中学校がいわゆる統合ということで、ことしは新1年生の応募者がいないということで、当面2年間をとということですね。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ、羽原委員。

羽原委員 統合の年次とか、その環境をちょっとお話しただけですか、参考まで。

木島委員長 はい、どうぞ。

学校運営課長 学校運営課長でございます。

統合につきましては、23年に新たに新宿西戸山中学校ということで新校が開設される予定でございます。

木島委員長 はい、どうぞ。

羽原委員 これまでこういう統合に伴ってとかでだれも来なかったという事例はありますか。あるいは他区でも。

学校運営課長 まず、新宿区では、これまでの統合のケースというのは、学校の統合を先にいたしまして、それからその統合の新しい学校は仮校舎でスタートして、その間に新しい校舎を建設して、そちらへ移るといった形をとってございましたので、今回のように、統合前の両校が残ったまま新たに新校を建設するというのは初めてのケースでございましたので、こういったケースというのは起きてございません。

それから、他区においては過去に、統合云々が絡むかどうか情報の流れ方があれなんです

けれども、品川区などでは、やはり学年応募者ゼロというような事態が起きたケースはございます。

木島委員長 ほかによろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第10号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号について御意見、御質問をどうぞ。

いかがでしょうか。

これも、条例施行規則の一部改正と、それに伴う規則改正ということでよろしいでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第11号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第15号は議案の概要が同種の内容ですので、一括して討論、質疑及び採決をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第15号を一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問をどうぞ。

よろしいですね。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第15号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号について御意見、御質問をどうぞ。

よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第16号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号について御意見、御質問をどうぞ。

これも今の説明どおりだろうと思いますが、よろしいですか。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第17号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号について御意見、御質問をどうぞ。

はい、どうぞ、松尾委員。

松尾委員 先ほどのお話ですと、特別支援学校作業療法士については月額を変更するというお話でしたけれども、それにかかわる理由について御説明いただけますでしょうか。

学校運営課長 学校運営課長でございます。

現時点では、週に1回、学校へ行って指導をしているという状況にありますけれども、年々児童・生徒の重度化等がございまして、より充実させるために、週2回学校へ行くような形に体制を改めるというものでございます。

松尾委員 わかりました。

木島委員長 ほかに。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第18号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたします。

報告1 平成22年度使用 中学校教科用図書採択事務について

報告2 平成21年度教育管理職の異動について

報告3 新宿区教育委員会事務局管理職員の異動内示について

報告4 その他

木島委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いいたします。

どうぞ、指導課長。

教育指導課長 教育指導課長でございます。

まず、報告1の平成22年度使用教科用図書採択につきまして御報告申し上げます。

まずその前に、今年度につきましては、小学校の教科書採択をしていただきました。ありがとうございました。来年度につきましては、今度は4年に1度の中学校の教科書採択をしていただく年でございます。

また、あわせまして、この一般図書につきましては、毎年度採択をしていただくということになってございますので、一般図書と中学校の教科書採択をお願いするといったところでございます。

本日の資料でございますけれども、まず1枚目、大きな流れを示させていただきまして、その後で、教科用図書の要綱、そして中学校の細目、そして日程、そしてその後で一般図書の要綱、そして日程という形でとじさせていただいているものでございます。

それでは、一番上のペーパーを使いまして再度御説明申し上げたいと思います。

松尾委員以外、本当に皆様御経験何度もあられると思いますんですが、再度確認させていただきたいと思います。

教育委員会では、5月1日の定例の教育委員会の日に、私ども事務局のほうで、審議委員あるいは調査委員の委員の方々の委嘱を済ませておきまして、その御報告を申し上げたいと思っております。

そして、審議委員会に対しまして、恐らく5月12日という日程になると思いますが、そのときに、教育委員会から、具体的には教育長のほうから審議委員会に諮問をしていただきます。そして、審議委員会では、要綱にのっとりまして、本区の場合には、1つ横に伸びている「調査委員会」と書いてございますけれども、各教科の専門家の観点で、教科調査委員会が各教科書について調査をいたします。

一方、右下に「学校」というものがございますけれども、各学校にも調査を依頼をしてもらいまして、そしてその調査の報告を上げてもらうといった流れになります。

大体これが5月中旬から6月下旬にかけてということになります。

そして、調査委員会からの報告、学校からの報告が上がってきまして、審議委員会の

ほうで6月下旬から7月上旬にかけて再度審議をいたしまして、そして教育委員会に答申をいたします。この答申につきましては、日程の案といたしましては、7月3日に一般図書のほうの審議結果の御報告を申し上げたいと思っております。

そして、7月17日、臨時教育委員会をお願いしようと思っておりますけれども、このときにはいわゆる中学校の審議委員会からの報告を受けたいと思っております。

そして、その後でございますが、7月23日、24日、7月30日、7月31日と、一応これだけは御協議をいただけるように予備をとらせていただこうと思っておりますが、あとは委員の皆様方の御審議の進捗状況によって回数が若干減ることがあるのかなど。

なお、小学校の教科書採択の折には、臨時の教育委員会御審議は2回という形で御審議いただいたかと思えます。

そして、8月7日の8月の定例教育委員会では、中学校の教科書採択をお願いしたいと思います。

なお、ちょっと前後いたしましたけれども、この20年度も、小学校の採択の前に一般図書の採択も臨時会をお願いしておりますので、それ以前には一般図書のほうも採択をしていただければと思うところでございます。

なお、教科書の無償措置法によりますと、採択をしていただきますと、4年間その教科書を使うということになってございますが、実は、今教科書はまだ届いてございませんけれども、漏れ聞こえるところでは、去年の小学校と同じように、平成21年度の中学校の教科書採択に関しましても、新たな大幅な教科書のつくりの変更がないというように聞いてございます。それはなぜかと申しますと、新学習指導要領ができて、小学校の学習指導要領の完全実施は平成23年度、中学校が24年度ということが決まりました。については、教科書会社はその新学習指導要領の完全実施に合わせて、前倒しでどうも教科書をつくっているようです。ですので、まだ文部科学省のほうから全く文書等々は来ておりませんが、どうも4年を待たず、またもう一度、小学校、中学校と教科書採択をしていただくことが起きてくるようでございます。

もし平成23年度の小学校の完全実施前ということであれば、22年度にもう一度小学校、そして中学校の採択は23年度と。ということは、20年度、ことし小学校をやっていただいて、来年度中学校をやっていただいたら、またその次の年に小学校の完全につくりかえられた教科書をもう一度やっていただき、またその次の年に中学校ということが起きてしまうかもしれませんので、場合によっては4年連続ということもありますので、何とぞよろしくお願

したいと思います。

以上、まだ一切通知は来てございませんけれども、というようなことも踏まえながら、今回は大きな教科書のつくりの変更はないといったような情報も流れているといったことだけ、今現在の情報だけお知らせを申し上げたいと思います。いずれにいたしましても、また4月以降御報告を申し上げます。

報告1は以上でございます。

続きまして、報告2でございます。平成21年度の教育管理職の異動につきまして御報告申し上げます。

まず、上の段でございますけれども、校園長でございますが、小学校長が9名、中学校長が5名、養護学校長1名、合わせまして15名、小・中・養護学校合わせまして40校のうち15名が新たに着任をいたします。

なお、小学校の1番と6番、1番の市谷小学校の高橋康夫校長と6番の戸塚第二小学校の川越秋廣校長につきましては、実は現在も当該校に着任しておりまして、退職とともに再任用という形で引き続き校長を行いますので、実際に、新たに着任いたしますけれども、校長はかわっておりません。また、4番の大久保小学校、富井正嗣校長でございますけれども、この校長も現在当該校の校長をやっておりまして、以前に情報を御提供いたしました統括校長という形で昇任、着任という形になりますので、この欄に載ってございますけれども、この者も基本的には当該校からの変更はないということでございます。ついては、新たな校長は6名ということになります。

続いて、中学校のほうも5名おりますが、12番、四谷中学校、谷合明雄校長でございますが、今年度も再任用校長1年目を務めていただきました。そして、平成21年度も再任用2年目という形をお願いをすることになってございます。

続きまして下の段でございます。

副校長・教頭・指導主事でございますが、まず教頭でございます。幼稚園3名新たに着任をいたします。2名は他区から参ります。1名は本区の主任からの昇任でございます。

続いて、4番から20番までの17名が小学校副校長でございます。29校中17名の副校長が新たに着任をするといったことで、大変大きな異動でございます。そのうち9名がいわゆる主幹からの昇任者でございます。全く副校長の経験のない昇任者ということになります。

なお、何でことしこれだけ小学校副校長が入れかわるかと申しますと、1つには、4名本区あるいは他区において校長に昇任をする者がいるということ、また4名退職をする者がい

るということ、また2名副校長から統括指導主事として他区あるいは東京都のほうに派遣をされる者がいるということ、そして通例の異動者ということで、通例にない大変大きな異動になったということでございます。

続きまして、21番、中学校副校長は今年度1名新たに着任をいたします。新宿養護学校、1名着任をしてございます。

そして、指導主事関係でございますが、統括指導主事が2名、指導主事が2名新たに本区に着任をいたします。

以上でございます。

教育政策課長 教育政策課長です。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育政策課長 引き続きまして、教育委員会事務局管理職員の異動内示の関係でございます。報告の3を見ていただきたいと思います。

こちらにつきましては、4月1日付の発令予定について、部長級3名、それから統括については事務取扱でございます。課長級が2名ということで、全体で8ポスト中5名の異動ということで、大きな異動になってございます。

部長級でございますが、小柳俊彦教育委員会事務局次長、こちらについては中央図書館長からの異動ということでございます。それから竹若世志子教育委員会事務局参事、こちらは議会事務局次長から昇任異動ということございまして、本人は統括課長級として教育政策課長のポストを事務取扱いたします。続きまして、野田勉中央図書館長でございます。総合政策部企画政策課長からの昇任異動でございます。課長級でございますが、松田浩一教育委員会事務局副参事（新図書館・学校情報化推進担当）ということで、これは新たなポストでございます。健康部健康推進課健康推進係長からの昇任異動になってございます。それから最後は、齊藤正之教育委員会事務局学校運営課長でございます。教育委員会事務局副参事（幼保連携・子ども園等推進担当）からの異動でございます。このポストについては廃止ということで、全体のポスト数については変更ございません。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

報告1について御質疑のある方はどうぞ。

どうぞ、白井委員。

白井委員 すみません、内容じゃなくて、日程の一番最後の日程のところの確認なんですけ

れども、7月23日が「定例教育委員会 一般図書採択」というような形になっているんですけれども、8月7日が8月の定例で、これは変更予定ということでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育指導課長 資料を書き間違えてございます。申しわけございませんです。臨時教育委員会ということでご予定をいただけないかと思っております。また日程調整をさせていただきたいと思えます。申しわけございませんでした。

木島委員長 ほかにいかがでしょうか。

今回は大きい変化はないとなると、それほどの大変な審議はないんでしょうけれども、また2年後が大変なんですね。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに御質問がなければ、次に報告2について御質問のある方はどうぞ。

はい、どうぞ、羽原委員。

羽原委員 再任の校長先生の処遇面ですが、減給ですか。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育指導課長 教育指導課長でございますが、実際には、いわゆる給料の処遇ということでの御質問だと思います。約7割程度ということでございます。ただし、責任については、まさに再任用、フルタイムの校長でございますので、一般の校長と変わらないお仕事をさせていただくということになります。

以上です。

木島委員長 羽原委員。

羽原委員 これは都ですか。つまり、通常の仕事をして、なおかつ、すぐれた人だから再任ですよね、基本的にはね。そうすると、給料を3分の2にして残してあげるというならとにかく、残っていただくために削減するというのはどうも、60はまだ働き盛りで、これは区で補てんとか、そういう便法はできないんですか。

木島委員長 指導課長。

教育指導課長 残念ながらそこら辺は全くございません。ただし、そこら辺は校長会のほうでもいろいろ考えているようでありまして、当然それまではいろんな役割分担の中で、目いっぱい役職を持ちながら御活躍いただいているわけですけれども、再任用になりましたら、そこら辺は軽減していくと。ただし、それはあくまでも校長会としての、区全体としての仕事であって、各校とすると、やはり各学校には校長1人しかいないといったところでござい

ますので、責任の重さは全く変わらないといったところでございます。

なお、本当にこれは各区、市ともに、残念ながら補てん的なものは一切ないといったところでございます。

羽原委員 できないということですか。やらないということですか。

木島委員長 指導課長、どうぞ。

教育指導課長 今、手元に明確な根拠となるものはございませんけれども、東京都の規程に基づいて一切給料等々も決まっておりますので、いわゆる何らかのプラスの勤務に伴います手当的なものは何かあるかもしれませんけれども、しかしそれ以外のいわゆる正規の再任用校長に対する手当という点につきましては、給与につきましては、東京都のほうでやるものでございますので、原則としてはそれはできないというように考えてございます。

木島委員長 羽原委員。

羽原委員 やはりこれは社会的な論理からいって、余り妥当な措置ではないと思うんですね。説明がつかないけれども、ちょっと僕は腑に落ちないので、これは都の責任とかいうことじゃなくて、何らかの空出張で補てんしろとは言わないけれども、何らかの工夫があってしかるべきじゃないかと。いろいろ都にも働きかけているとは思いますが、やはり区としても、残ってもらうというのに何だというのが僕の感覚なんですけれどもね。一つ御工夫いただければと思います。

以上です。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育指導課長 貴重な御意見賜りましてありがとうございます。

今まで校長先生方が退職されたときの勤務する場所といたしますと、いわゆる非常勤職員という形で、金額的に言いますと20万強といったところの金額だったと思われま。今回確かに、相当減るのは確かでございますが、その倍以上、40万強の処遇での職というものは、退職された方の中ではなかなかない職場であることは間違いないのだと思います。実際に、本来の仕事も変わっていないわけですので、そして責任の重さも変わっていないという点におきましては、正規教員と同じような金額を御提供したいというその心情的な面はございますけれども、社会の中の全体の流れの中で、正式には後輩に譲っていきながら、しかしながら、やはり優秀な方はとどめておくためにというその一つの形なのではないかなと思います。でも、いずれにいたしましても、大変貴重な御意見を賜ったと思います。

ありがとうございます。

木島委員長 ほかに。

こういうことに関して特によろしいですか、ほかの先生方。例えば、どうして再任されるんですかとか、松尾委員、そこら辺をお聞きしたいんじゃないんですか。どうぞ遠慮なく。

松尾委員 いや、確かに聞きたいと思ったんですが、都の人事だということなので黙っていたんですけれども、ある程度わかるんでしたら御説明いただけますと助かります。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育指導課長 おっしゃるとおりで、基本的には人事配置は偶然同じ学校にはなってございますけれども、違う学校ということもございます。もちろん、だれでもが希望したならばなれるかといったらそういうものでもございませぬ。まずは、退職された後、再任用あるいは非常勤なりにまた再採用というんでしょうか、東京都としてそれがなされるかどうかというその審査が一定程度東京都のほうでなされるということ、そして一般のいわゆる校長として配置をされる者と同じような形でその退職される方が配置されるかどうかというものは、全く同じような形で東京都のほうで、人事部のほうで人事配置を行うといったところでございますので、なぜなのかといったところは私どもはわからないところではございます。

ただし、校長配置につきましては、教育委員会からの内申というものは上げることはできます。ですので、当然教育長の考えの中での内申は上げてございます。ただし、それがそのまま通るのか通らないのかということは、これはまた東京都の判断でございますのでわからないといったところもございます。

お答えできるのはその程度になってしまいますが、申しわけございません。

木島委員長 そういうことです。

松尾委員 ちょっとついでにもう一つ。

木島委員長 はい、どうぞ。

松尾委員 そうしますと、退職された校長先生で、その他の非常勤の仕事につかれる方というのは、これも都の人事ですか、それともこれは区の人事なんでしょうか。

教育指導課長 それは都と区と両方ございます。東京都の非常勤という形で手を挙げられて、そして合格されますと、もちろん東京都から給料が出る形で雇い入れられまして、具体的に申しますと、私どもの区では、例えば教育センターの中で、教育相談室とか、つくし教室とか、特別支援センター等々で活躍していただくといったようなところもございます。

また、区として雇い入れる場合もございます。例えば一例でございますけれども、授業改善推進委員という形で教育委員会の教育指導課に雇い入れておいて、そして各学校を回って

もらうと。これは区のほうから給料を出すといったような方策もございます。これは、都になるのか、区になるのか、御本人の意向、そして私どもの依頼をどう受けてくれるかといった、そんなところで変わってくるものでございます。

以上でございます。

木島委員長 はい、どうぞ、松尾委員。

松尾委員 そうしますと、区で採用する部分につきまして、それぞれの校長先生なりの御経験とかそのお力とか、そういったものをどう有効に発揮していただくかという部分があるかと思えますけれども、そういう部分についての方針とか考え方というのは教育委員会として既に持っているのでしょうか。

教育指導課長 それはまさに、お勤めいただくからには、幼稚園、小・中学校のまさに委員の皆様方がおっしゃってくださっていた学力の向上であり、あるいは学力の保障であり、そういうようなために、より有効にバックアップしていただける、支援をしていただけるような方策のために当然御活躍していただくといったところがまず大前提であると思えます。

そして、そのためにどこで活躍していただいたらよろしいのかといったところで考えさせていただいているといったところでございます。教育長を中心とした事務局の中で、今までの御経歴の中で一番活躍していただける場所というところを最大限考えさせていただいて、そしてお願いをしているといったところでございます。

以上でございます。

木島委員長 はい、どうぞ、教育長。

石崎教育長 教育公務員も私たち事務局の行政の公務員もそうなんですけれど、定年が一つ決まっています。定年後のその能力の活用、本人も今までの能力を生かして活躍していきたいという部分と、あと年金の受給資格もだんだん、65歳から満額支給みたいに年金制度も動いていくような部分もありますので、そういった面でのその生活面の経済的な収入の道を確保したいという部分もあるかと思います。

ですから、そういったさまざまな本人の要望と、一方でそういった年金制度の絡みの中で、定年後、今までのキャリアを生かして活躍していただきたいという形で、先ほどの再任用校長の給料ベースなどについてもひとつ決まっているのかなと思うんですね。

ですから、羽原委員の御意見もあります。教育指導課長から答えさせていただいた、一つやっぱり定年のところで一区切りがついていて、あとはやはり納税者の方が納得できるような再任用制度として決まっている部分があるのかなと思います。

あと、給料とその手当につきましては、これはきちんと条例などに基づいて出すという根本原則がありますので、そこは思いだけではなかなか原則的な分は出せないという仕組みになっているものです。

あと、そういう中で、定年後、新宿区の学校で働いていただく、あるいは教育委員会の中で働いていただく場合につきましては、本当に必要な職に一番ふさわしい方、適材適所の方を配置するという形で、一番効果的な業績を上げていただくような形で私ども選考していきたいなと思っております。

木島委員長 はい、どうぞ、松尾委員。

松尾委員 私の感想ですけれども、校長先生は最後は管理職をなさっているわけですね。ですけれども、もともと教員を志望して教員になって、長い間、子どもたちを指導する立場で活躍してこられたわけですね。校長先生、私の知る範囲で見ますと、皆さんやはり子どもが好きで、子どもを指導するのが好きでという方が多いように感じているところなんですね。ですから、最後は管理職で、そこで力を発揮したのかもしれませんが、またその子どもと接するような職場で教育者としての原点に戻るような職場もあっていいんじゃないかなというふうに常々思っているところです。

木島委員長 羽原委員。

羽原委員 教育長の話に逆らうわけではないけれども、僕は、その定年というものは一つ60歳というルールがある、これはわかる。しかし、これまでの仕事と同じことをやって、重責があるということからすると、これは今の制度を説明するため、釈明するためにそう言わざるを得ない立場はわかるけれども、僕の言うのは、原則として、どうせ5年も10年もやるわけじゃないんで、100人もいるわけじゃないから、少人数を対象にしたことでもあるし、仕事内容も変わらないんだし、じゃ最初からきちんと払うべきは払うと、それが職務あるいは責任に対する物事の考え方であろうと。

そういう3分の2型の決定をしちゃったから、それを説明するためにという、もう一つ前にさかのぼった原則を都なら都、あるいは都が決めたなら区が補てん策を考えると、そうすることが本来のあり方だと、僕はそう思っている。納得しなくて結構ですけれども、僕の考えのほうが僕は正しいと思っている。

以上であります。

木島委員長 はい、どうぞ、教育長。

石崎教育長 羽原委員のお考えも一つ本当に筋が通ったお考えだということで、私も十分理

解しております。

一方で、やっぱり公務員ということで、区民の皆様方の税収で運営している中で、その公務員をどう処遇していくのかといったときには、さまざまな観点からの検討をして制度を打ち立てていく必要があるのかなと思っております。

そういう中で、今全般的に雇用の状況も非常に厳しくなっているという中で、この制度が導入されたのは、それ以前の数年前にこういった再任用制度が入ってきたわけですが、そこで再任用制度が入ってきたのは、従来公務員の場合、定年の後は再雇用というような形で、かなり非常勤的な働き方の職場しかなかったという部分がありましたが、非常に高齢者の能力の活用もしていこうという流れの中で、再任用のフルタイムというような今回の制度のような基本が出てきたと。ただし、そこで給料をどうするのかという部分については、やはり先ほど申しましたように、定年までの給料体系とは違って、多くの区民の方々に納得していただける制度としてこういうふうになったと。

そういう面では、現在の制度がこうなっているということですので、羽原委員の御指摘も私も十分わかる部分がありますので、この制度がどうなっていくのか、きちんと見ながら検討していく必要があるのかなと思っておりますけれども。

木島委員長 熊谷委員。

熊谷委員 別な観点から御質問させていただきたいんですけれども、再任が今いろいろ委員の方々がお話しになったようないろいろないいい面も、あるいは多少問題もあると思うんですけれども、私が一番お聞きしたいのは、再任するということは現職の教員のチャンスがある意味ではつぶしていると、通常そう考えるわけですね。つまり、なぜ再任しなきゃならないかということ、通常は、やはり現在の教員の中で十分に校長に値する人たちがうんと育っていなければ、新宿区の教育とか東京都の教育というのは先がないわけですから、これが将来のことを考えていくときに、全部再任になって現職が伸びないとか、あるいは現職のふたをしてしまうとか、そういうことになって、現職の向上心をそいでしまうとか、このほうが私は非常に気になるんですね。

通常、今考えられるのは、たまたま今この校長先生ぐらいのあたりは、いわゆる日本の団塊の世代で、つまりほかの組織でもそこが膨れていて、その下が育っていないんですね、会社でも。それを埋めるためにできるだけ、ある間は再任だけでも、実際には若い人をどんどん育てて、あるいは逆に言うと、全体の将来の計画なしに今までやってきた問題なんですよ。だから、それをすりかえて、いろんな老後の保障だとか何か言っていますけれども、

私は、国の政策とか、そういう将来を見据えた人事配置をしていないということが一番問題だと思うんですね。

だから、東京都で、そういう教員の全体、将来を見据えた配置を年齢別にどう考えているのか。実際は、やはり団塊の世代がやめて、実際に教育者が非常に重要なところが今空洞化しているのか。もし空洞化しているのだったら、将来それをどういうふうに改善していくのか。逆に言うと、もうこれからは校長先生は全部再任にして、あとは若い人は若い人で、そういう二極化するのか。私、それは余り得策とは思えないんですけども、その辺の実情と将来を見据えた話を。

教育指導課長 教育指導課長でございます。

私も東京都全体を語ることはできませんけれども、明らかにこの再任用制度が出てきたのは、今御指摘のとおり、大量退職時代を迎えたということです。そして、校長先生が退職になれば、実は、同じ数の副校長先生がいらっしゃるわけですから、校長がいなくなることはないんです。ただし、今明らかにどういう現象が起きているかということ、どんどん抜けたらば副校長がいらないんですね。

今お聞きになっていらっしゃるかと思うんですけども、若い、若いといっても、30代、40代の方々が管理職になりたがらない。管理職選考の倍率も大変低くなっているのが実態です。1点何倍という時代に差しかかっておりまして、そしてその質を一定程度確保しなければいけない。そういう中で、まさに苦肉の策として、やめないで残っていただく方をつくろうといったところなのだと思います。

ですので、毎年、ことしは副校長が何十名不足しそうだという、そういうようなものを出しまして、それで再任用校長を何名ぐらい採ろうといったところを多分東京都の人事計画課のほうでは考えながらやっているのだと思われます。

ただし、やはりこれは本当に一時しのぎであろうと思ひまして、私、今ちょうど50なんですから、私どもが退職のころは多分ちゃんともっと制度を整えて、つまり退職年齢自体を上げていくとか、どうなるかわかりませんが、そうすることによって、例えば61とか62とか65まで、退職をそこまで引き上げることになっていくと、当然退職ではありませんので、給料的な面、処遇的な面も同じような形で推移することは考えられるかなと思うんです。ただし、今まだそういうような本当に長いスパンでの制度が整っておりませんので、本当にまさに、東京都がなさっていることに対して不適切な発言かもしれませんが、本当にそれをしのぐための方策として今出てきているかなと。

ですから、逆に言うと、その大量退職の時代が終わると、今度私どもが再任用をやりたいと思っても、多分それは受け入れられなくなる可能性もまたあるのではないかなと思われるところでございます。そういう中での本当にいろんなことを考えたところの制度かなというふうに考えているところでございます。

白井委員 多分、羽原委員の言い方は、同一労働、同一賃金というところの趣旨でおっしゃっているんだと思うんですが、私自体は、やはりこれは定年制度という中で例外的にとられているんじゃないかというふうに、まず一つ、制度として思っているんですね。

やはり校長先生自体を教師の昇任の最後というふうに見るのではなくて、例えば教員資格がなくてほかからも校長先生として能力のある人は外部からも受け入れると、もしそういうシステムができた場合には、定年とは関係なく、それに見合った給与体系というのを考えていいとは思いますが、一応現在の制度の中で、終身雇用と年功序列の中で定年制を現在とっているというところで、その再任制度というところの理由づけですよね、それはやはり課長がおっしゃったような、あと熊谷先生がおっしゃったような多分情勢があるんじゃないかと私は見えています。

一般企業のほうと比べても、一般企業の場合には、55ぐらいからもう定年が勧告されて、受け皿もそう用意されているわけではないということもありますので、そういう点で再任制度とか公務員制度というので、私は教育長が言ったように、いろんな思惑の中で、給与額というのが決まったんじゃないかというふうに思っているんですね。

だから、もしその部分の議論をするのであれば、いわゆる校長職というものを、こういう教員養成と、それから校長に見合う人材確保という点からもう一つ考えてもらわないと無理なのかなというふうに私自身としては思っています。

木島委員長 松尾委員。

松尾委員 先ほどの熊谷委員のお話で、それに対するお答えの中で、やはり教員の人口ですか、年齢別の人口がいびつになっているということですね。それで、課長の御説明の中で、管理職になりたがらない傾向がある、倍率が低いということをおっしゃいましたが、これは本当にそういうことなのか、あるいは単純に人口が少ないから倍率が低いのかというところがちょっと疑問に感じたのと、それから、今、話のきっかけは校長先生の再任用の話でしたけれども、やはり構造的な問題、将来に禍根を残すかもしれない部分というものがその世代構成というところであるということ、そちらのほうはむしろ深刻な問題で、本当に話し合わなきゃいけない問題ではないかと思えます。

教育指導課長 ありがとうございます。

またいつか資料を御提供したいと思えますけれども、まず一つの問題としては、今おっしゃられたとおり、まず教員の年齢における数も随分違います。これはがくっと明らかに、30代半ばから40代前半までが、本当にどうしてこんなに少ないのかというぐらいがくっと少ないという事実が一つございます。

もう一つは、ただそれだけではなく、やはり魅力がないのか、あるいは厳しくてやらないのか、やはり管理職を目指したがるらない、あるいは指導主事になりたがるらない、そういうようなことが実際に一方であるということも事実でございますので、それはそれでまた違った観点で私どもも検討しないといけないなと思っているところでございます。

以上でございます。

木島委員長 この問題についてはいろいろ御意見があるとは思いますが、場を改めて、真剣に資料をそろえてもらってからしたほうがよろしいかと思えます。

そういうことで、報告3について、もうこれはこれでよろしいでしょうか。

ということで、本日の日程で、報告4、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 本日はございません。

木島委員長 報告事項は以上で終了いたします。

ここで、教育委員会のために御尽力いただきました渡部次長、瀨田教育政策課長、菅波学校運営課長からごあいさつをいただきたいと思えます。

渡部次長、お願いいたします。

次長 先ほど来定年の話が出ていて非常にお話ししにくいんですけども、このたび定年を迎えまして退職となります。38年間勤めまして、13カ所の職場を異動させていただきました。本当にいろんな体験をさせていただきました。本当に公務員でよかったなとつくづく今思っております。特に最後の3年間は教育に携わらせていただいて、教育委員の皆様的人格を示させていただいたと、本当に幸せだと思っております。

これからでございますけれども、毎日が日曜日なものですから、先ほど60歳は働き盛りだとおっしゃられて非常に言いにくいんですが、毎日が日曜日ですので、子どもたちが未来に希望を持てるような社会になるように、地域の片隅で社会貢献ができるようにできたらいいなと思っております。大変お世話になり、ありがとうございました。

木島委員長 次に、瀨田教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 私は退職ではございませんが、1年という本当に短い中で、ことしはまさしくすごいやりがいのある年だったなというふうに思っています。平成20年度で大きく組織も変えながら、私どものポストについては、家庭教育なり地域教育という大きなポストもいただき、そのウイングも非常に広くて、調整するべきことが非常に多かった年だったと思います。

また、一番大きいのはやっぱり何ととっても、教育ビジョンをこの1年間でとにかくえいやとやってきたところでございます。本当に、何度も協議会も含めまして、先生方にはいろいろと御意見と温かい御指導をいただきましてありがとうございます。

これも、私ども、特に私どものスタッフもそうですし、各部門の課または図書館等含めて、本当に協力いただいて、このビジョンを何とかつくり上げました。本当はもう一年ぐらいこれを見据えて、少しいろいろ、今度は違った立場でいろいろ言いたいなと思ったんですが、今度は違った部署ですとこのビジョンの事業展開を見守りたいなというふうに思っています。

本当にありがとうございました。

木島委員長 次に、菅波学校運営課長、お願いします。

学校運営課長 菅波でございます。

貴重なお時間いただきましてありがとうございます。私も今とつてもいづらくて……、ただ、新宿区は人材豊富でございますんで、後に続く管理職はいっぱいいますんで、私は安心しているわけでございます。

それで、私は昭和50年に入庁しまして、34年間おりました。都合8カ所ですけれども、定年までは2年余してやめさせていただくことになりました。

この間いろんな、私の中ではキーワードは、新しい仕事をいっぱいやらせてもらったなと、その中で自分のスキルも磨けたのかなということで、そのことについてはとてもありがたいと思っております。

委員の皆様には大変お世話になりましたけれども、ぜひ今後も新宿区の子どもたちや、あるいはその場で働く職員の幸せのためにぜひぜひ御活躍をされることをお祈り申し上げます。どうもありがとうございました。

木島委員長 本当にお三方の方、御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会

木島委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。御苦労さまでした。

午後 3時24分閉会